

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 62 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	相生市地先		相生漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域		
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちAとBを結んだ線とC、ア、イ並びにDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。		
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	(除外区域1)		
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	ウとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	Gと工、オ、キ、カを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域3)		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	クとケ、サ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域4)		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	チ、タ、シ、ス、セ及びソを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	B たつの市・相生市界地先 君島北端		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	C たつの市・相生市界地先君島南端		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	D 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界		
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	E 相生市桜ヶ丘町528番地地先通称皆動橋南詰西端		
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	F 相生市相生字千尋石川島播磨重工業株式会社埋立地北護岸北東角			
			G 相生市相生字鷺巣5308番地の1 飯盛山東埋立地南東端			
			H 相生市突崎南の鼻先端			
			I 相生市相生字大谷、通称丸崎岩の東の鼻先端			
			J 相生市相生字法師崎、通称金堀岩南の鼻先端			
			K 相生市相生港カベ島燈標跡(北緯34度46.89分、東経134度28.14分)			
			ア Cから174度500メートルの点			
			イ Dから174度1,300メートルの点			
			ウ Eから最大高潮時海岸線に沿い西へ37メートルの点			
			エ Gから181度46分1,446メートルの点			
			オ 工から74度375メートルの点			
			カ Iから最大高潮時海岸線に沿い北へ71メートルの点			
			キ カから74度438メートルの点			
			ク Hから最大高潮時海岸線に沿い西へ118メートルの点			
			ケ クから161度309メートルの点			
			コ Jから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点			
			サ コから161度171メートルの点			
			シ Kから1度33分88.4メートルの点			
			ス Kから0度39分22.81メートルの点			
			セ Kから5度27分250.4メートルの点			
			ソ Kから66度36分625.6メートルの点			
			タ Kから176度45分425.7メートルの点			
			チ Kから157度27分631.5メートルの点			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第62号
 漁場の位置 相生市地先
 漁場の区域 次の点のうちAとBを結んだ線とC、ア、イ並びにDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
 ただし、次の各区域を除く。

- (除外区域1)
 ウとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域2)
 Gとエ、オ、キ、カを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域3)
 クとケ、サ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域4)
 チ、タ、シ、ス、セ及びソを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界
 - B たつの市・相生市界地先君島北端
 - C たつの市・相生市界地先君島南端
 - D 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界
 - E 相生市桜ヶ丘町528番地地先（通称皆勤橋南詰西端）
 - F 相生市相生字千尋石川島播磨重工業株式会社埋立地北護岸北東角
 - G 相生市相生字鷺巣5308番地の1飯盛山東埋立地南東端
 - H 相生市突崎南の鼻先端
 - I 相生市相生字大谷（通称丸崎岩の東の鼻先端）
 - J 相生市相生字法師崎（通称金堀岩南の鼻先端）
 - K 相生市相生港カベ島燈標跡（北緯34度46.89分、東経134度28.14分）
 - ア Cから174度500メートルの点
 - イ Dから174度1,300メートルの点
 - ウ Eから最大高潮時海岸線に沿って西へ37メートルの点
 - エ Gから181度46分1,446メートルの点
 - オ エから74度375メートルの点
 - カ Iから最大高潮時海岸線に沿って北へ71メートルの点
 - キ カから74度438メートルの点
 - ク Hから最大高潮時海岸線に沿って西へ118メートルの点
 - ケ クから161度309メートルの点
 - コ Jから最大高潮時海岸線に沿って西へ15メートルの点
 - サ コから161度171メートルの点
 - シ Kから1度33分88.4メートルの点
 - ス Kから0度39分22.81メートルの点
 - セ Kから5度27分250.4メートルの点
 - ソ Kから66度36分625.6メートルの点
 - タ Kから176度45分425.7メートルの点
 - チ Kから157度27分631.5メートルの点



平成25年9月1日 免許
 共第62号漁場

